

管理番号	項目①	項目②	要改善事項 /意見	主な内容	報告 書 ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善の状況</li> <li>・意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
1	1. 契約事務実 態調査に関する ヒアリングの実施	請求書の日付記 載について	要改善事項	市の受領する業者からの請求書には、請求日付の未記入が多く存在する。 業者からの請求書は市の支出の根拠となる重要な書類であり、また、下請代金等支払遅延防止法の観点からも誤解が生じないよう記入を徹底すべきである。	43	業者に対し請求書提出の際の注意事項として徹底していきます。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
1	資産管理課	契約課案件	① 柏市役所仮設庁舎2(仮称)賃貸借	賃貸借	指名競争入札	要改善事項	建築物の取得方法の意思決定の根拠として、どのようなメリット、デメリットを考慮し、リース契約による取得を決定したのか、明確な論拠づけの資料を残す必要がある。	74	財政負担の面から支出の平準化のためにリース契約したものです。今後は、改善指摘にあるよう検討の内部資料として、メリット、デメリットを示した上で、結論に至った経緯を資料を残すようにします。	措置等を講じた
2	収納課	担当課案件	① 柏市納税促進センターの運営に関する業務委託	委託	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	法務省より債権管理回収業の営業を許可された会社は比較的多く存在する。したがって、一者随意契約にこだわることなく、原則的な競争入札によってもよいのではないかと考える。なお、収納課より、平成25年度においては、競争入札に付することで現在準備中との説明を受けている。	82	平成25年度業務から競争入札による業者選定としたところでは。	措置等を講じた
3	地域支援課	担当課案件	① 柏市近隣センター管理業務委託	委託	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	業務に従事する人員は延べ120人にも上り、当該会社がこの業務のために採用した人員が業務に携わっている。また、業務内容についても特別に特殊な知識、経験等を必要とするものではない。本案件においては、特別に一者随意契約による理由はないものと考ええる。なお、担当課では、平成24年度の契約において、別の業者へ業務の委託を行っている。	84	平成24年度からは公益社団法人柏市シルバー人材センターへ業務の委託を行っています。同センターは、高齢者の就業を通じて福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに貢献する活動を行っている公益社団法人です。同センターとの契約により、柏市第四次総合計画後期基本計画の重点テーマである「高齢者が元気なまちづくり」の推進を図ることが可能なことから、市として政策的に同センターと連携していくことが必要と考えます。	措置等を講じた
4	保健福祉総務課 医療公社担当	担当課案件	① 柏市立柏病院看護師宿舍屋上防水改修修繕	工事	指名競争入札	要改善事項	当該案件は工事金額が130万円以上となるが、契約課での取り扱い案件とならず、担当課で業者の選定をはじめとする契約事務を行っている。病院事業に関しては地方公営企業法の適用は財務面のみであり、管理者の権限は市長となる。契約事務に関しては、本庁の他の部署と同様の取り扱いとすべきと考える。	87	地方公営企業法の財務適用のため、地方公営企業法第9条に定める管理者の担任する事務は、市長が行うことから、契約事項は、市長の権限であり、担当課ではなく、契約課での取り扱いが適正と考えます。ご指摘を受けて、契約課と考え方を整理し、平成25年2月以降の契約案件については、本庁の他の部署と同様の取り扱いをするよう、改善を図りました。	措置等を講じた
5	高齢者支援課	担当課案件	① 柏市シルバー事業業務委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	市社協は会場設営及び撤収業務について人材派遣会社に労働者派遣契約を締結して派遣を受けており、また、受付業務等について老人クラブ連合会に対して再委託しているが、市社協から市に対して契約書の写しや届け出等が提出されておらず、市は委託費や派遣料金の実績について関知していない。委託先に対するモニタリングが不十分であり、モニタリングを充分に行う必要がある。	88	平成24年度は、作品の募集や作品展の運営を直接実施する老人クラブ連合会に委託したほか、会場設営と撤収に係る再委託経費については報告を求め、委託業務のモニタリングを行いました。	措置等を講じた
6	高齢者支援課	担当課案件	② 配食サービス事業委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	当該委託業務の見積書を閲覧すると、委託金額の85%相当分を配食サービス業者に再委託しており、嘱託、臨時的職員、栄養管理士の報酬を含めると92%に上ることとなる。再委託割合が高いことがうかがえる。また、現在ではこの種のサービスは民間業者でも実施している。一者随意契約による契約方式にこだわる理由はないものと考ええる。なお、担当課では、当該見地から、平成24年度の契約においてはプロポーザル方式による業者選定を実施している。	88	平成24年度からは、市社協への委託事業(民間への再委託)ではなく、市から民間への直接委託に変更し、事業者選定はプロポーザル方式により事業者を決定することとしました。	措置等を講じた
7	福祉活動推進課	担当課案件	⑧ 柏市地域生活支援センター業務委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	取引先からの実績報告書には当該業務の実施体制、職員の配置等に関する記述はなく、他に実施体制等の実績報告書類はない。また、委託料の精算に当たっては人件費等の内容について検証すべきところ、検証作業が省略されている。実績報告書にも実施体制等に関する記述がなされるべきである。また、検査は仕様等に即して目的が達成されたことを確認する必要がある。	90	平成24年度事業実績報告より、実施体制及び人件費内訳について報告を求めました。これにより、事業の精査を行い、適正な経費による事業の実施に努めます。	措置等を講じた
8	福祉活動推進課	担当課案件	⑨ 柏市介護支援サポーター事業委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	市社協との一者随意契約であり、市社協からの見積書の内容について十分に検討されないまま契約が締結されている。契約前に委託料の妥当性について検討を行う必要がある。	91	見積書の内容・金額について、社会福祉協議会担当者へのヒアリングを行い、契約前に委託料の妥当性について協議をすることを取り決めをしました。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
9	福祉活動推進課	担当課案件	⑨ 柏市介護支援サポーター事業委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	委託先から業務終了後に業務実績報告と業務収支報告の提出を受けて、委託料を精算しているが、報告内容についての検証は行われていない。 精算にあたって委託料の妥当性について検討を行う必要がある。	91	実施報告については、文書の提出を受け、それを審査する形をとっていましたが、今後は話し合いの場を設けることとし、実施内容や費用について協議をすることにしました。	措置等を講じた
10	福祉活動推進課	担当課案件	⑩ 介護予防センターいきいきプラザ介護予防事業委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	市社協との一者随意契約であり、市社協からの見積書の内容について十分に検討されないまま契約が締結されている。 契約前に委託料の妥当性について検討を行う必要がある。	92	見積書の内容・金額について、社会福祉協議会担当者へのヒアリングを行い、契約前に委託料の妥当性について協議をすることを取り決めをしました。	措置等を講じた
11	福祉活動推進課	担当課案件	⑩ 介護予防センターいきいきプラザ介護予防事業委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	委託先から業務終了後に業務実績報告と業務収支報告の提出を受けて、委託料を精算しているが、報告内容についての検証は行われていない。 精算にあたって委託料の妥当性について検討を行う必要がある。	92	実施報告については、文書の提出を受け、それを審査する形をとっていましたが、今後は話し合いの場を設けることとし、実施内容や費用について協議をすることにしました。	措置等を講じた
12	こどもルーム担当室	契約課案件	① 柏市立風早北部こどもルーム第二保育室賃貸借等	賃貸借	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	要改善事項	概算計算書の設計総額の算定資料として、事前に業者から参考見積りを取り寄せ、技術職の点検を受けた上で設計総額を決定しているとのことであるが、業者の参考見積りから概算計算へ至る根拠資料は保管されていない。 正式な書類として保存しておくようルール化しておくことが必要と考える。	94	概算計算書の最終設計額の算定過程を保存については、ご指摘のとおりと考えております。改善策として複数(少なくとも3社以上)の参考見積りを取り寄せ、比較検討して適正な設計額を算出するように改めております。24年度に竣工した同様のリース契約物件から、設計委託の中で、3社から見積りを取り寄せて設計額を算出しております。	措置等を講じた
13	こどもルーム担当室	担当課案件	①こどもルーム開設備品(その1) ②こどもルーム開設備品(その2) ③こどもルーム開設消耗品(その1) ④こどもルーム開設消耗品(その2)	物品	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	要改善事項	本契約案件では、件名を4件に分けて契約関係の諸手続きが行われている。また見積り合わせで一度不調となっており、時間的制約から不調時に一番低い金額を提示した業者と同日に再度見積り合わせを実施し、随意契約を締結しているものである。 しかし、4か所のこどもルームは当年度に建築に着手し、当初より完成時期が判明しており、時間的にひっ迫することに疑問が生じる。 また、当該4案件合計すると契約金額は92万円となり、80万円超の物件取得に関しては、契約課案件として競争入札にかけるべきものである。分割することにも疑問を感じる。 基本的なルールにのっとり、一括で競争入札に付すべきであったと考える。	96	ご指摘いただいたとおり、基本的な契約ルールにのっとり、可能なかぎり一括で入札にかけるよう努めます。	措置等を講じた
14	保育課	担当課案件	① 職員細菌検査委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	平成22年度までは業務委託契約書を使用していたものの、23年度については契約書の作成を省略して、業者から「請け書」の提出を受けるのみ形式を採った。しかし本来は契約書作成が必要であった。契約書作成の要否に関するルールが明確でないために職員が誤解したと推察されることから、契約事務の手引き等で解説を加えるなど、ルールを明確化すべきである。また、職員は契約手続きについてその趣旨を含めて理解に努める必要がある。	98	平成24年度については、業務委託契約書により契約を交わしました。今後も、契約事務の手引きに沿って、適切な契約に努めていきます。	措置等を講じた
15	保育課	担当課案件	① 職員細菌検査委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	業者の履行状況について検査が充分でなく、検査を実施した証跡も残っていない。単価契約の場合には、一定の条件のもと検査書を省略することができることとされているが、検査を実施し、検査の証跡を残しておく必要がある。 また、業者から提出を受けた請求書の内容のチェックが行われていない。委託の給付完了確認及び請求内容のチェックを実施する必要がある。	98	業者の履行状況については、毎月検査したものを書類に綴り、検査の証跡を残すようにしました。 また、請求書の内容のチェックについては、毎月各園での提出者名簿と結果との整合性を確認するための「細菌検査提出確認表」を作成し、毎月の請求書の検体数との確認を行い、委託給付完了確認とともに実施しています。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
16	環境保全課	契約課案件	①大気測定機器保守管理委託	委託	制限付き一般競争入札見積り合わせ	要改善事項	平成23年度を含む過去3年間のうち、2年間(平成21年度・平成22年度)について、測定局が8局から7局へ減少しているにもかかわらず、設計額を前年と同額で算定していることが判明した。設計額は契約相手を決定する際の重要な指標となるものであることから、その設計に当たっては、慎重に検討する必要がある。なお、直接の監査対象年度である平成23年度の設計額については、状況の変化を反映し、設計額の算定を行っていることを確認している。	99	前年度から変更した箇所等を精査し、仕様書の作成と設計を実施しております。	措置等を講じた
17	北部クリーンセンター	担当課案件	① 北部クリーンセンター焼却灰一時保管作業委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	要改善事項	緊急時対応により先行発注の方法を探らざるを得なかった状況については理解できるものの、委託業務開始日から施行伺起票日及び契約日までに長期間を要している。契約書は速やかに作成し、業者と締結する必要がある。	105	緊急対応であっても、迅速な事務手続きにより契約締結を行なっています。	措置等を講じた
18	南部クリーンセンター	担当課案件	① 溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	要改善事項	一者随意契約であるが、当該業務が対応可能な業者の調査を実施した過程が書類で残されていない。緊急時対応とはいえ、当該業者との随意契約の合理性について明らかしておくべきであったと考える。	109	今後、当該業務が対応可能な業者の調査を実施した書類を作成することとしました。	措置等を講じた
19	南部クリーンセンター	担当課案件	① 溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	要改善事項	仕様書及び契約書において、搬出の対象となる土壌(対象区域)が特定されていない。業務の具体的な内容を仕様書または契約書等において特定すべきである。	109	今後、業務の具体的な内容を仕様書で特定することとしました。	措置等を講じた
20	南部クリーンセンター	担当課案件	② 放射性物質に汚染された固化物の一時保管作業委託(その1) ③ 放射性物質に汚染された固化灰の一時保管作業委託(その2) ④ 放射性物質に汚染された固化灰の一時保管作業委託(その3)	委託	②随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) ③随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) ④随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	緊急時対応により先行発注の方法を探らざるを得なかった状況については理解できるものの、委託業務開始日から施行伺起票日及び契約日までに長期間を要している。契約書は速やかに作成し、業者と締結する必要がある。	111	今後、緊急時でも契約書は速やかに作成し、業者と締結することとしました。	措置等を講じた
21	南部クリーンセンター	担当課案件	⑤ (仮称) 柏市溶融飛灰固化物一時仮置場等設置工事	工事	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	要改善事項	やむを得ない理由で、契約の締結日以前に工期が始まってしまった場合は、契約書に追認条項を入れることとされているが、当契約の業務委託契約書には追認条項が挿入されていない。市のルールの逸脱であるとともにトラブルの原因にもなるため、ルールに則して追認条項を挿入する必要がある。	113	今後、やむを得ない理由で、契約の締結日以前に工期が始まってしまった場合は、契約書に追認条項を入れることとしました。	措置等を講じた
22	南部クリーンセンター	担当課案件	⑤ (仮称) 柏市溶融飛灰固化物一時仮置場等設置工事	工事	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	要改善事項	緊急時対応により先行発注の方法を探らざるを得なかった状況については理解できるものの、委託業務開始日から施行伺起票日及び契約日までに長期間を要している。契約書は速やかに作成し、業者と締結する必要がある。	113	今後、緊急時でも契約書は速やかに作成し、業者と締結することとしました。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
23	南部クリーンセンター	担当課案件	⑤ (仮称) 柏市溶融飛灰固化物一時仮置場等設置工事	工事	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	要改善事項	一者随意契約であるが、当該工事が対応可能な業者の調査を実施した過程が書類で残されていない。緊急時対応とはいえ、当該業者との随意契約の合理性について明らかにしておくべきであったと考える。	113	今後、当該業務が対応可能な業者の調査を実施した書類を作成することとしました。	措置等を講じた
24	南部クリーンセンター	担当課案件	⑥ 柏市最終処分場内土壌除染作業委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	要改善事項	業務の仕様書及び契約書等において、撤去の対象となる最終処分場内の土壌(対象区域)が特定されていない。業務の具体的な内容を仕様書または契約書等において特定すべきである。	114	今後、業務の具体的な内容を仕様書で特定することとしました。	措置等を講じた
25	農政課	担当課案件	① 柏市都市農業担い手支援委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	概算計算書を閲覧したところ、「プログラム開発費」(一式)、「プログラム運用費」(12ヶ月分)、「コミュニケーション・コーディネート費」(12ヶ月分)といった根拠資料が文書により残されていない項目が含まれていた。適切に積算見積りが行われていることを根拠づけるためには、根拠資料を適切に保管しておくべきである。	122	適切な積算見積りを行うため、見積書の複数徴収に努め、根拠資料の適正化と資料の保管を実施していくこととしました。	措置等を講じた
26	農政課	担当課案件	① 柏市都市農業担い手支援委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	一者随意契約理由書上、本契約の契約業者として、株式会社道の駅しようなん以外にないと判断して、一者随意契約による契約が締結されている。しかし、実際の業務コストは、再委託業者や新規就農希望雇用者について生じており、道の駅しようなんに生じた業務及びコストは、全体の4.2%にすぎない。道の駅しようなんに固執せずとも、他の業者に委託することもできたのではないかと推察される。	122	道の駅しようなんは、都市農業センターとして柏市の農業振興と地域の活性化を図るための拠点施設と位置づけられています。従って市農業を担う適性を備えていると判断しました。また、農産物直売所も併設されているため流通の研修にも適していると考え、一者随意契約としましたが、今後は様々な方向から精査して委託先を決定します。現在は、研修受入体制が整っている農業法人に直接委託し、担い手育成を実施しています。	措置等を講じた
27	農政課	担当課案件	② 農産物安全安心対策事業委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	概算計算書を閲覧したところ、諸経費の積算について、見積もられた人件費の一部である「検査員賃金積算額」の40%とされているものの、その根拠が残っていなかった。作業の委託に関する経費の積算について、市として明確な算定基準が無く、経費概算の慣行に従い人件費の40%を乗じて算定したものであるが、このような見積りに関してはその算定根拠を明確にし、資料として残しておく必要がある。	123	諸経費の取扱については、同様の検査機関より見積り徴収を行い、適切な経費の算定を行います。	措置等を講じた
28	公設市場	契約課案件	① 公設市場設備管理等業務委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	要改善事項	当該委託は、平成22年度にプロポーザル方式により取引先を選定していること、平成22年度における取引先の業務遂行状況が良好であったことにより一者随意契約により行われている。しかし、委託業務の内容からは現在の取引先でなければ業務の履行が不可能となるものとは考えられず、上記理由をもって、一者随意契約とすることは適切でないと考えられる。本来であれば、競争入札やプロポーザル方式により取り扱うべき案件であったと考える。	124	競争入札やプロポーザル方式へ、又金額の見直し等で参加業者が増えるよう施策検討します。平成25年度はプロポーザル方式で業者選定します。	措置等を講じた
29	道路維持管理課	契約課案件(4)	④ 平成23年度道路台帳電算補正業務委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	「業務委託契約書」上、当該業務の委託期間は平成24年2月1日から平成24年3月30日までとなっているが、契約書に記載されている契約締結日は平成24年3月23日となっており、実際に契約が締結される前に業務が行われるという、いわゆる先行発注の状況にある。当該案件はその業務内容から緊急対応案件とは考えにくい。緊急時での対応が必要とされる案件以外の先行発注は現に慎むべきである。	131	道路台帳補正測量委託に関しては、発注時期が遅れたため、地区を3地区に振り分けし、3社に発注をした結果、内2社が道路台帳補正測量作業が初めてであったため、従来は補正測量作業に進捗状況に合わせ発注する電算補正を測量成果等の作業にバックアップしてもらったこととされたため、電算補正発注前の契約日となってしまう。今後は、例年の委託方法に戻し、補正測量委託の発注を早めに契約できるようにします。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
30	道路維持管理課	契約課案件 (4)	④平成23年度道路台帳電算補正業務委託	委託	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	諸事情により先行発注を行う場合には、当該事実について課内における承認の記録を残すべきであるが、現状、先行発注の承認に係る書類は残されていない。 先行発注の承認に係る書類を適切に作成し、保存すべきである。	131	道路台帳補正測量委託に関しては、発注時期が遅れたため、地区を3地区に振り分けし、3社に発注をした結果、内2社が道路台帳補正測量作業が初めてであったため、従来は補正測量作業に進捗状況に合わせ発注する電算補正を測量成果等の作業にバックアップしてもらったこととため、電算補正発注前の契約日となってしまいました。 今後は、例年の委託方法に戻し、補正測量委託の発注を早めに契約できるようにします。	措置等を講じた
31	下水道整備課	契約課案件	① 大堀川左岸第2号-7雨水幹線工事(23-16工区)	工事	制限付き一般競争入札	要改善事項	設計内容の変更に伴う工期及び契約金額の変更手続きが遅延していると言わざるを得ず、今後は適時の対応を図る必要がある。	134	平成25年度事業より、土木工事請負契約に係る設計変更ガイドライン(平成23年7月柏市)に基づき、契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく実施していきます。	措置等を講じた
32	下水道整備課	契約課案件	② 篠籠田貯留場増設工事	工事	制限付き一般競争入札	要改善事項	設計内容の変更に伴う工期及び契約金額の変更手続きが遅延していると言わざるを得ず、今後は適時の対応を図る必要がある。	135	平成25年度事業より、土木工事請負契約に係る設計変更ガイドライン(平成23年7月柏市)に基づき、契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく実施していきます。	措置等を講じた
33	下水道整備課	契約課案件	③ 利根運河第2排水区水路整備工事	工事	制限付き一般競争入札	要改善事項	設計内容の変更に伴う工期及び契約金額の変更手続きが遅延していると言わざるを得ず、今後は適時の対応を図る必要がある。	136	平成25年度事業より、土木工事請負契約に係る設計変更ガイドライン(平成23年7月柏市)に基づき、契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく実施していきます。	措置等を講じた
34	下水道整備課	契約課案件	④ 柏第11処理分区分外汚水枝線実施設計委託	委託	制限付き一般競争入札	要改善事項	施工において、財政課の合議が失念されている案件が見受けられた。合議の趣旨を勘案して合議を必ず受けることが望まれる。	137	決裁漏れが生じないよう、再度チェック体制を確認しました。	措置等を講じた
35	下水道整備課	担当課案件	① 平成23年度公共汚水柵設置位置調査委託	委託	随意契約 (施行令第167条の2第1項第2号(及び第6号))	要改善事項	一者随意契約を締結しているが、理由や調査内容をうかがう限り、必ずしも一者随意契約にこだわるほどの障害はないように思われる。競争入札のような原則的な取り扱いにすべきと考える。 なお、下水道整備課より、平成25年度においては競争原理が働くよう、見積合わせを実施することを検討しているとの説明を受けている。	137	H25年度より一般競争入札にて実施します。	措置等を講じた
36	下水道維持管理課	契約課案件	① H23大堀川右岸第7号-1雨水幹線改築工事	工事	制限付き一般競争入札	要改善事項	既設管の断面形状と延長に差異が生じたため、変更契約が必要となった。当該契約変更が生じた原因は、現場において実際の断面形状を確認することなく、工事仕様書を台帳(図面)に基づき作成したが、実際に断面を確認した結果、当該台帳記載のデータが現状と異なっていたことによるものである。 工事仕様の作成に当たっては、十分な調査を実施することにより、このような人的ミスによる仕様誤り、工事契約の変更は避けなければならない。	138	平成24年度に同一路線にて改築工事(平成24年大堀川右岸第7号-1雨水幹線改築工事)を施工しました。発注前に十分な調査を行い、工事契約の変更をすることなく、竣工しました。	措置等を講じた
37	会計課	契約課案件	①公設市場設備管理等業務委託	委託	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	要改善事項	支出検証の過程で、検証対象としたサンプルが含まれる「支払日:平成23年11月24日」の「口座振替払依頼書」が「口座振込依頼明細書」に綴じ込み保管されていないことが判明した。 「口座振替明細書」は、「柏市公文書管理規則」第20条に定めのある「文書管理表」において、文書による5年間の保存が要求されている。ルールに基づき、適切な文書の保存を行う必要がある。	139	「口座振替払依頼書」の印刷漏れが生じないようシステムを改修済みです。2人以上で確認のうえ、綴じ込み保管します。	措置等を講じた
38	水道部給水課	総務課案件	① マッピングシステムデータ更新業務委託(給水編)	委託	随意契約 (施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	市は上記マッピングデータの入力に関する作業結果について、業務完了報告書及び業務目的物引渡申出書を入手しているのみで、入力結果の具体的な検証は実施していない。 サンプリングによる抜き取り確認や、あるいは更新結果につき業者に報告書を提出してもらっ等、何らかの手段を講ずるべきである。	142	入力結果の具体的な検証として、納品されたデータのうち、新設工事・改造工事・舗装先行工事の各データを10件ずつ無差別に抽出し、更新結果を確認しました。その結果、データが正しく更新されていることを確認しました。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
39	水道部配水課	総務課案件	① 配水管改良工事 (23-18-0)	工事	制限付き一般競争入札	要改善事項	工事内容の変更に伴う契約変更の実施が極めて遅延していると言わざるを得ず、今後は適時の対応を図る必要がある。	143	工期の変更については実施工程が確定次第、速やかに変更して参ります。工事内容の変更のうち主要な変更についてはその必要が生じた都度行なって参りますが、軽微な変更については「設計変更に伴う契約変更について」(建設省東地厚発第31号の2)の通知により工期の末に行なうことをもって足りるものとなっておりますので、工期末の2週間前を目処に変更して参ります。	措置等を講じた
40	水道部配水課	総務課案件	② 配水管等漏水事故現地確認業務委託	委託	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	積算根拠を閲覧すると経費の算定に共通仮設費が含まれているが、業務の性格上、工事のものではないため、共通仮設費の想定には疑問を感じる。また、待機時間における管工事組合自体の業務割合と当該委託業務への使用時間割合とを2:8で想定しているが、その根拠は明確でない。さらに平成23年度に積算方法を変更しているが、前年度、前々年度の積算方式においては、市の積算上の想定人数と実際の従事者の人数が異なっている。したがって、従来から当該業務に関する設計額の積算が必ずしも合理的に算定されているとはいえず、十分な検討が必要と考える。	144	平成25年度の契約においては共通仮設費の算定から営繕費以外の費目を除きました。また、待機時間についてはすべての時間を拘束していることから、仮眠時間を考慮し割合を100%としました。	措置等を講じた
41	水道部配水課	総務課案件	② 配水管等漏水事故現地確認業務委託	委託	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	柏市の業者が加盟する管工事協同組合と一者随意契約を結んでいる。漏水修理は特殊な工事とは考えられず、また、市の契約理由において24時間体制で業務処理にあたらねばならないため1業者では対応が困難とされているが、当該組合自身が職員を抱え業務を実施しているところから、基本的には他の業者と同様であり、契約方法として必ずしも一者随意契約にこだわる必要はないものとする。なお、水道部では、当該見地から、平成24年度の契約においては当該業務委託案件につき制限付き一般競争入札を実施している。	145	平成24年度の契約においては当該業務委託案件につき制限付き一般競争入札を実施しました。	措置等を講じた
42	水道部配水課	総務課案件	③ 配水管等漏水修理工事	工事	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	漏水修理は特殊な工事とは考えられず、一者随意契約にこだわる必要はないものとする。なお、水道部では、当該見地から、平成24年度の契約においては制限付き一般競争入札を実施している。	146	平成24年度の契約においては当該案件につき制限付き一般競争入札を実施しました。	措置等を講じた
43	水道部配水課	総務課案件	④ 配水管改良工事に伴う設計委託(その2)	委託	制限付き一般競争入札	要改善事項	設計内容の変更に伴う期間延長の契約変更の実施が遅延していると言わざるを得ない。今後は適時の対応を図る必要がある。	147	設計内容の変更が確定次第委託期間を決定し、速やかに契約変更を実施して参ります。	措置等を講じた
44	水道部配水課	総務課案件	⑤ 配水区域変更に伴う配水管洗浄作業業務委託	委託	制限付き一般競争入札	要改善事項	設計内容の変更に伴う契約金額の変更続きが遅延していると言わざるを得ず、今後は適時の対応を図る必要がある。	148	今後は変更金額を速やかに確定させ変更契約を行なって参ります。	措置等を講じた
45	水道部配水課	総務課案件	⑥ 配水管改良工事 (23-201-0)	工事	制限付き一般競争入札	要改善事項	設計内容の変更に伴う契約金額の変更手続きが遅延していると言わざるを得ず、今後は適時の対応を図る必要がある。	149	設計内容の変更のうち主要な変更についてはその必要が生じた都度行なって参りますが、軽微な変更については「設計変更に伴う契約変更について」(建設省東地厚発第31号の2)の通知により工期の末に行なうことをもって足りるものとなっておりますので、工期末の2週間前を目処に変更して参ります。	措置等を講じた
46	水道部配水課	総務課案件	⑦ 配水管改良工事 (23-111-0)	工事	制限付き一般競争入札(総合評価落札方式)	要改善事項	設計内容の変更に伴う契約金額の変更手続きが遅延していると言わざるを得ない。今後は適時の対応を図る必要がある。	150	設計内容の変更のうち主要な変更についてはその必要が生じた都度行なって参りますが、軽微な変更については「設計変更に伴う契約変更について」(建設省東地厚発第31号の2)の通知により工期の末に行なうことをもって足りるものとなっておりますので、工期末の2週間前を目処に変更して参ります。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
47	スポーツ課	契約課案件	① 富勢運動場管理棟復旧工事	工事	随意契約(地方自治法施行令第167条の2①2)	要改善事項	一者随意契約理由書に記載の理由は、施行令に定めている理由には該当しないと考えられる。また当該復旧工事前の調査業務も同一業者に委託している。当該工事に特殊性がなく、一般的であるならば別業者の実施も検討すべきであり、現状は全て同一業者に委託していることから比較考量の点で客観性に疑問が残る。	154	要改善事項につきましては、ご指摘のとおりであると考えております。一者随意契約については、契約上のルールに則り適正に対応していく考えです。	措置等を講じた
48	スポーツ課	担当課案件	① 酒井根運動広場工作物等撤去工事	工事	随意契約(施行令第167条の2第1項第5号)	要改善事項	本契約案件は契約金額が130万円以上の工事であるため、本来、契約課で入札にかける必要があったが、時間的余裕がなく、担当課であるスポーツ課により随意契約による見積り合わせが実施されている。しかし、契約課による競争入札が時間的に可能であったと思われる。本件は工事施行向の起案遅れと判断せざるを得ず、状況に応じたタイムリーな対応を図るべきであったと考える。	155	要改善事項につきましては、ご指摘のとおりであると考えております。契約事務については、契約上のルールに則り適正に対応していく考えです。	措置等を講じた
49	学校教育課	契約課案件	① 折りたたみ椅子	物品	制限付き一般競争入札	要改善事項	概算計算書の根拠となる単価データ等の根拠資料(過去の業者依頼時の数量と金額データ及び参考見積書)が保管されていなかった。見積見積りが適切に行われていることを根拠づけるためには、根拠資料を適切に保管しておくべきである。	157	平成24年度事業からは、概算計算書を作成する際、積算根拠となる参考見積書を業者に依頼し、参考見積書等は適切に管理して参ります。	措置等を講じた
50	学校教育課	契約課案件	② 学校警備業務委託(その7)	委託	制限付き一般競争見積り合わせ	要改善事項	設計額の積算見積りに関して、平成22年度の予算額を用いて概算計算書が作成されており、その内訳項目となる機器取付費や月額料金が積算により算定されていなかった。適切に積算による見積りを実施すべきである。	158	平成24年度事業からは、概算計算書を作成する際、積算根拠となる参考見積書を業者に依頼し、参考見積書等は適切に管理して参ります。また、参考見積書を依頼する際、業務の内訳ごとに積算していきます。	措置等を講じた
51	学校教育課	担当課案件	① 教育用パーソナルコンピュータ貸借契約(柏一小他) ② 教育用パーソナルコンピュータ貸借契約(柏二小他) ③ 教育用パーソナルコンピュータ貸借契約(柏三小他) ④ 教職員用パーソナルコンピュータ貸借契約(小中18校) ⑤ 教職員用パーソナルコンピュータ貸借契約(小中19校)	賃貸借	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	要改善事項	①②③と④⑤はそれぞれ同一内容の契約を学校グループ単位で別個に締結したものである。同一内容の契約に係る積算であるにも関わらず、積算根拠として保管されている資料も、積算項目の内訳も異なっており、特に①④⑤は極めて粗い。また、積算根拠となった参考見積書等は保管されていなかった。見積見積りも適切に行われていることを根拠づけるためには、根拠資料を適切に保管しておくべきである。	160	参考見積書等は、適切に管理すると共に、同様の案件については、積算内訳についても統一した考え方で作成を依頼していきます。	措置等を講じた
52	学校企画室	担当課案件	① 柏の葉小学校消耗品及び備品	物品	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	要改善事項	概算計算書と、その根拠となる参考見積書を閲覧したところ、参考見積書の金額ほぼそのまま積算が行われていた。参考見積りの単価と市が保有しているカタログの単価(メーカーの標準小売希望価格)を比較検討し、それ以下の単価であることが確認できたため、当該参考見積り金額を設計額として算定したとのことであるが、当該カタログや、文書による意思決定過程の証拠は残されていなかった。見積見積りが適切に行われていることを根拠づけるためには、根拠資料を適切に保管しておくべきである。	163	積算の根拠については、資料の保管等を行います。	措置等を講じた



管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
53	学校施設課	契約課案件	② 市内小学校合併式浄化槽維持管理業務委託(その1)	委託	指名競争入札	要改善事項	本契約の一部である水質検査業務に関して、途中で下請業者が変更となっていたが、市では業者変更の事実を把握していなかった。再発防止の観点から、届け出を受けた下請業者が実際に業務に関与しているか否か、例えば、検査書の項目として追加する等の是正措置が必要と考える。	165	下請け業者については、着手時、報告書提出時、検査時ともに確認を行います。	措置等を講じた
54	学校保健課	担当課案件	① チャック付きポリ袋(学校保健課及び柏市内各小学校) ② チャック付きポリ袋(柏市内各中学校)	物品	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	要改善事項	本契約で購入した物品は、同一時期に同一用途に用いる同一種類のチャック付きポリ袋を「学校保健課及び柏市内各小学校」で用いるものと、「柏市内各中学校」で用いるものに区分して見積り合わせを実施している。それぞれの契約が予定価格80万円以下の物品購入契約となるため、担当課の判断で随意契約の方法により取引先を選定して契約を行ったものである。しかし、実質的には一つの物品購入契約であり、一括発注すべきものであったと考える。また、設計額(予定価格)を合算すると80万円を超過するため、本来は担当課の判断で随意契約を実施するのではなく、一般競争入札の方法によるべき契約であったものと思われる。	168	小学校と中学校では予算区分が異なること、見積り合わせの機会を増やしより多くの参加をしてもらうことを目的とし、別案件としました。今後、同一内容の物品購入を行う予定はないが、類似する案件が発生した場合は、担当課の判断で随意契約を実施せず一括案件として一般競争入札を行うこととしました。平成25年度の物品購入において、物品を複数購入する際は一般競争入札の方法により相手方を決定しているところです。	措置等を講じた
55	学校保健課	担当課案件	③ 給食室用消火器(小学校) ④ 給食室用消火器(中学校)	物品	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	要改善事項	本契約で購入した物品は、同一時期に同一用途に用いる同一種類の給食室用消火器を「柏市内小学校」で用いるものと、「柏市内中学校」で用いるものに区分して見積り合わせを実施している。しかし、実質的には一つの物品購入契約であり、一括発注すべきものであったと考える。また、設計額(予定価格)を合算すると80万円を超過するため、本来は担当課の判断で随意契約を実施するのではなく、一般競争入札の方法によるべき契約であったものと思われる。	169	小学校と中学校では予算区分が異なること、見積り合わせの機会を増やしより多くの参加をしてもらうことを目的とし、別案件としました。指摘を受けたため、平成24年度末に行った「給食室用消火器」の購入においては、併せて1案件として契約事務を行いました。	措置等を講じた
56	学校給食センター	契約課案件	① 柏市学校給食センター給食運搬委託	委託	指名競争入札	要改善事項	当該業者からの請求書は、作成日の日付があるのをわざわざ業者の社印及び社長印で訂正し、訂正後の日付を未記入としている。市で入手する請求書には日付の記載を徹底することが必要である。	170	請求書の日付が未記入となることがないよう、業者から提出される請求書については、検査日以降の日付を請求書の日付として受理することで徹底します。	措置等を講じた
57	指導課	契約課案件	① 平成23年度柏市外国語指導助手(ALT)派遣事業	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	平成23年度の当該業務については、平成22年度と同一の業者と一者随意契約を締結した。外国語指導助手を派遣する事業を展開している業者は他にも存在し、当委託において透明性と競争性の確保に優先して平成22年度と同一の業者と契約しなければならない合理的な理由を見出すことは困難であり、業者選定の方法として、いわゆる2号随意契約を適用したことに関して適切とは思えない。また、児童生徒の教育というサービスの質が重視されるべき事業であり、質的側面を重視するのであれば、プロポーザル方式の採用も考えられたはずである。最も適切な業者選定方法を十分に検討して決定する必要がある。	170	平成25年度の事業展開にあたっては、平成23年度から始めた労働者派遣と市の直接雇用の併用を継続しながら、その効用を検証してきました。平成25年度は市の直接雇用の人数を前年度より5名増やし、優れた人材12名を確保することができました。残り4名については、プロポーザル方式によって人材派遣業者を選定し、前年度受託会社とは別の企業が選定されて、当該企業と契約を結びました。当該業者の協力を得て、各小中学校への外国語指導助手配置事業を行うことができています。	措置等を講じた
58	教育研究所	契約課案件	① 柏市立柏の葉小学校教育用コンピュータシステム貸借契約	貸借	指名競争入札	要改善事項	当該賃貸借契約は保守込みのリース契約であり、過去の他校の保守業務の実績から、機器を購入して保守を別途委託するよりも有利と判断し、リース契約締結に至ったものであるが、当該意思決定に際しての判断資料は残されていなかった。リース契約を締結する際は、購入する場合とリースの場合とのキャッシュ・フローを比較検討して、購入するかリースするか意思決定が行われる必要があり、この証拠を文書で残す必要がある。	171	今後、リース契約を締結する際は、購入する場合とリースの場合とのキャッシュ・フローを比較検討して、購入するかリースするか意思決定をします。そして、この証拠を文書で残します。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書 ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分
59	教育研究所	担当課案件	① IT教育支援アドバイザー事業委託	委託	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	本契約は、性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当するとして、一者随意契約によっているものの、昨年度にプロポーザル方式で選定した業者の委託業務の結果が良好であったことのみを理由としており、必ずしも性質又は目的が競争入札に適しない場合には当てはまらないと思われる。 今後の契約においては、過去の実績のみにとらわれず、競争原理のもとでより有利な契約の機会を模索することが望まれる。	173	本契約について、平成23年度は一者随意契約としましたが、平成24年度、平成25年度の契約についてはプロポーザル方式で業者を選定しました。今後の契約においても、過去の実績のみにとらわれず、競争原理のもとでより有利な契約の機会を模索していきます。	措置等を講じた
60	消防局総務課	契約課案件	① 柏市消防庁舎管理業務委託	委託	指名競争入札	要改善事項	再委託の場合には、委託業者から業務の着手前に届け出を提出させる必要があるが、受水槽他水質検査業務については業者から届け出を受領していなかった。適時に業者から届け出を受領する必要がある。	174	包括外部監査での指摘後、受水槽他水質検査業務について契約業者から再委託の届け出を受領しました。次回契約時には、着手前に再委託の届け出を提出するよう契約業者に徹底させます。	措置等を講じた

管理番号	施設名称	項目	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
1	柏市市営駐車場	② 指定管理者に対するモニタリングについて	要改善事項	<p>平成23年度決算の支出額が予算と同額で、収支差額が全く生じていなかったが、市からは、指定管理者へのヒアリングにより、収支差額は支出の内訳科目である運営管理経費に含めて計上されていることを確認しているという説明を受けた。しかし、収支差額を指定管理者から適正に報告してもらわなければ業務の正確な実態把握が困難になることから、今後は指定管理者からの事業報告書等において収支の状況を正確に記載してもらう必要がある。</p> <p>また、費目別の決算額と予算額の差額の内容について、具体的な原因調査した資料は残されていない。収支の予算実績差異分析は重要であるため、事業報告の内容等についてはより詳細なものに改め、併せて指定管理者へのモニタリングを行うなど、今後の業務遂行に活用を図りたい。</p>	198	<p>今後は詳細な事業報告をさせることによって実態把握に努め、予算と決算に差異がある場合には原因分析を行いそれを記録に残すことにより次回指定管理者募集時における指定管理料算定の基礎資料等、業務遂行に活用してまいります。</p>	措置等を講じた